

經之說、明年二月可有閏之由所申也、加之今年三合之災年也、凶年之習以有閏爲重、而幸閏在明春、尤可被改置歟、凡漢家之法、六十年一度有差分之法、我朝不知之、仍有如此之違亂、造曆有十二ヶ條之說也、西之說云々、而我朝博士只知其十一、未知第十二之秘說、所謂改作更注之說也、依不知此說有過云々、雖多子細悉不記錄余仰云、伺他道申此事尤可感、且是可謂存忠歟、但以此等申狀被問曆道可有沙汰之由仰了、即奏事之由可問曆道之由仰宗賴了、

〔譚海〕曆は、江戸にて出来る也、天文役所にて出来、封じて官へ奉る、段々執政へ達し、夫より封のまゝにて、土御門家へ遣され、土御門にて開封有、中段下段へ、陰陽家の吉凶を加筆し、板行せられ、其板本を、土御門より官へ奉り、夫より町奉行所へ下り、夫より町年寄年番のものへ給り、夫より曆問屋十一人のものへ給り、清書開板、官の玄らべをへて、さらに商賣免許の旨を得、あきなふ事也。

寫本曆と申は、貞享元年以来、江戸天文方に而推歩し、年々大小節氣日蝕月食、其外曆法にて考し分相認、京都幸徳井陰陽助方へ遣し、上中下段吉凶附を加へ、曆面之通に書寫し、江戸へ指下す、天文方に而改之上、又々幸徳井方へ遣し、相違無之間、大經師へ寫本曆彫刻被申付候様申達候、出來之上、幸徳井方にて、一應校合、相違も無之候得ば、其段申渡、寫本曆摺立、下役包紙面添封し候て、彼地町奉行所へ差出す、則宿次にて、奉行手帖添、御城へ到來す、御目付衆より差越さる、なり、但寶曆甲戌元曆御用ひの間は、土御門家著述故、寫本曆彫刻の事も、土御門家のはからひなりしよし、

〔延喜式陰陽〕凡造曆用度者、御曆三卷二卷具注、一卷七曜、料上紙一百廿張、請書寮冊七張具注。料廿三張。、
 其料不加麻紙四張標紙、請上書寮、內藏寮、、
 枚請木工寮、白綺三條寸別長一尺六、請内侍所、、中宮東宮各二卷、其料亦准此破損料、在御曆五十一張、內、頒曆一百六十六卷、料紙